

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

(15) 議案第23号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第23号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

資料3 機能別消防団員の導入に伴う関係条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

令和2年2月13日

消 防 局

議案第 23 号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について

1 改正する条例

- (1) 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例
- (2) 川崎市消防団員任免条例
- (3) 川崎市消防団員退職報償金支給条例

2 改正内容

- (1) 上記 1 (1) において、消防団員の種類を基本団員と機能別団員とし、基本団員の定員を 1, 210 人以内、機能別団員の定員を 135 人以内とする
 - ※ 機能別団員とは、市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう
- (2) 上記 1 (2) において、機能別団員の資格要件を、当該消防団の区域に居住し、勤務し、又は通学する 18 歳以上の者とし、団長を選出する選挙には機能別団員は参加しないこととするほか、所要の整備を行うものとする
- (3) 上記 1 (3) において、機能別団員の退職報償金を支給しないこととする

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 昭和38年 8 月26日 条例第31号 (略)</p> <p>(消防団員)</p>	<p>○川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 昭和38年 8 月26日 条例第31号 (略)</p> <p>(消防団員)</p>
<p>第 4 条 消防団に非常勤の消防団員を置く。</p>	<p>第 4 条 消防団に非常勤の消防団員を置く。</p>
<p>2 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>	
<p>(1) 基本団員(次号に掲げる機能別団員以外の消防団員をいう。以下同じ。)</p>	
<p>(2) 機能別団員(市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。</p>	
<p>以下同じ。)</p>	
<p>(消防団員の定員)</p>	<p>(消防団員の定員)</p>
<p>第 5 条 消防団員の定員は1,345人以内とし、別表に定める消防団ごとの消防</p>	<p>第 5 条 消防団員の定員は1,345人以内とし、別表に定める消防団ごとの消防</p>
<p>団員の定員は規則で定める。</p>	<p>団員の定員は規則で定める。</p>
<p>2 消防団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>	
<p>に定めるとおりとする。</p>	
<p>(1) 基本団員 1,210人以内</p>	
<p>(2) 機能別団員 135人以内</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 (略)</p> <p>第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）が、次の各号のいずれにも該当する者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域に居住し、又は勤務する18歳以上の者（<u>川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年川崎市条例第31号）第4条第2項第2号に規定する機能別団員（以下「機能別団員」という。）</u>にあつては、<u>当該消防団の区域に通学する18歳以上の者を含む。</u>）</p> <p>(2) 志操堅実で、かつ、身体強健であつて、団員として適当な者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</p> <p>(2) 川崎市消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和22年川崎市条例第24号）第7条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>第3条 団長は、<u>団員（機能別団員を除く。）</u>の互選により選出された者を市長が任命する。</p> <p>2 選挙は、単記無記名投票又は指名推薦の方法による。</p> <p>3 選挙に関する事務は、<u>市長が行う。</u> (略)</p>	<p>○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 (略)</p> <p>第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）が、次の各号のいずれにも該当する者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域に居住し、又は勤務する18歳以上の者</p> <p>(2) 志操堅実で、かつ、身体強健であつて、団員として適当な者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</p> <p>(2) 川崎市消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和22年川崎市条例第24号）第7条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>第3条 団長は、団員の互選により選出された者を市長が任命する。</p> <p>2 選挙は、単記無記名投票又は指名推薦の方法による。</p> <p>3 選挙に関する事務は、<u>市長が行なう。</u> (略)</p>

川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)</p> <p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。以下同じ。)として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。 (略)</p>	<p>○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)</p> <p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。 (略)</p>

機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正に向けた パブリックコメントの実施結果について

1 概要

大規模災害時等に出場し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「機能別消防団員」制度の導入に伴い、川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年条例第31号）及び川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）の一部改正を検討していることから、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、1通（意見総数2件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容と御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について
意見の募集期間	令和元年11月20日（水）から令和元年12月19日（木）まで（30日間）
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォームを含む。）、郵送、持参、ファックス
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、消防局総務部庶務課、各消防署予防課）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、消防局総務部庶務課、各消防署予防課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（2件）	
内訳	電子メール	1通（2件）
	ファックス	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

（1）市の考え方の区分説明

- A：御意見の趣旨を踏まえ、制度に反映するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

(2) 御意見の件数と対応区分

単位：件

項目	A	B	C	D	E	計
案に対する御意見	0	0	1	1	0	2
合計（意見数）	0	0	1	1	0	2

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	現在の状況等が分からないのにコメントすることができない。	消防団の現在の状況等につきましては、パブリックコメント実施時の資料「機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について」の「1 背景・目的」及び「3 条例改正の考え方」の表中「基本団員」に現在の状況を示しておりますが、意見募集にあたっては、市民の皆様から御意見をいただきやすい内容となるよう努めてまいります。	D
2	北部と南部の施設拠点を決めて少人数でもカバーできる体制を今一度構築することを願いたい。	様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数が年々減少しておりますので、本市消防団員の現況等に注視し、必要な取組を行ってまいりたいと考えております。	C

6 連絡先

川崎市消防局総務部庶務課 消防団係
電話 044-223-2514